

○玉村町地域おこし協力隊設置要綱

平成28年9月1日

要綱第22号

改正 平成30年4月1日要綱第23号

令和2年3月26日要綱第7号

令和3年3月29日要綱第22号

(設置)

第1条 人口減少や少子高齢化等が進む本町において、地域外の人材を誘致しその定着を図るとともに、地域力の維持及び強化並びに地域の活性化を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、玉村町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、町及び地域住民等と協力しながら次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域おこし、地域の活性化等に関する活動
- (2) 地産地消の推進に関する活動
- (3) 都市住民等との交流や移住・定住の促進に関する活動
- (4) 地域資源や特産品の発掘及び販売促進に関する活動
- (5) 農畜産業及び観光業の振興に関する活動
- (6) 高齢者の見守り等、地域住民の生活支援に関する活動
- (7) 地域の情報発信に関する活動
- (8) 大学連携に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める活動

(隊員の任用又は委嘱)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、町長が任用又は委嘱する。

- (1) 任用日又は委嘱日の前日までに当町に住所を定めたことがない者
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から当町に生活拠点を移し、住民票を異動させる者。ただし、他の市町村において「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動期間2年以上、かつ、解任1年以内）で、3大都市圏外の全ての市町村

及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させたものは含めるものとする。

(3) 当町に1年以上の居住を予定している者

(4) 心身が健康で、地域活性化に意欲と情熱を持っており、地域になじむ意思のある者
(隊員の身分及び活動時間)

第4条 隊員の身分及び活動時間は別に定める。

(隊員の義務)

第5条 隊員は、任用又は委嘱後直ちに本町の区域内に住所を定めなければならない。

2 隊員は、任期中は、玉村町の区域外に住所を異動させることができない。

3 隊員は、当要綱その他関係法令を遵守し、職務を誠実、かつ、公正に遂行しなければならない。

(報酬等)

第6条 隊員の報酬等は別に定める。

(活動に関する経費)

第7条 町長は、活動に必要な経費を予算の範囲内で支給することができる。

(解任)

第8条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解任することができる。

(1) 自己の都合により退任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため、隊員の活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、所属長の指示に従わないとき。

(4) 隊員としてふさわしくない行為があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が隊員として適当でないとき。

(守秘義務)

第9条 隊員は、玉村町個人情報保護条例(平成15年条例第1号)を遵守するとともに、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(町の役割)

第10条 町は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行うものと

する。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 隊員の活動に関する住民等への周知
- (3) その他隊員の円滑な活動に関して必要な事項
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日要綱第23号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日要綱第7号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日要綱第22号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式 略